

個 答 申 第 2 号  
平成17年8月22日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市個人情報保護審査会

会 長 森 文 鳳 

個人情報取扱に関する例外事項についての類型  
に係る意見照会について（答申）

平成17年7月28日付、秘広第110号の包括的諮問について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

**諮問第2号** 個人情報取扱に関する例外事項についての類型

今回の諮問は、実施機関の調査に基づき、各種の事項が類型として示されていますが新たに例外的な取扱いを必要とする個人情報取扱事務が生じた場合の当該事務が各々の類型に該当するかどうかの判断は特に慎重に行い、類型に該当しない場合は新たに審査会に諮問するよう要望します。

今後、個人情報の保護に対する社会動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められたい。

個別の類型については、次のとおり意見を付します。

- 1 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて（条例第7条第2項第8号）
  - ・ 本人以外から個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

諮問された事項については、いずれも本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、本人からの収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲や必要性の検討を十分に行い、事務に必要な範囲で最小限の収集とすべきであると考えます。

- 2 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて（条例第7条第3項第1号、第2号）
  - ・ 収集してはならない個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で、いずれも必要なものと認められます。

ただし、思想・信条等に関する個人情報は、個人の権利、利益を侵害するおそれが高いものであることから、諮問にあった類型に該当すると判断される場合であっても、収集については可能な限り本人から行うべきであると考えます。

### 3 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用・提供することについて（条例第8条第1項第6号）

・目的の範囲を越える超えて個人情報を例外的に利用・提供することができる場合の類型

諮問された事項については、個人情報の利用・提供を行う必要があると認められます。

ただし、個人情報を利用する場合は、事務に必要な最小限の利用とすると共に当該個人情報の適切な管理に努め、提供を行うにあたっては、相手方の使用目的や提供される個人情報の範囲からみて提供すべき理由に合理性がある場合に限り提供できるものとし、この場合において実施機関は条例第8条第2項の規定に従い、当該個人情報の保護のための必要な措置を講じられるよう要請します。

### 4 オンライン結合により情報を特定のものに提供することについて（条例第9条第1項第2号）

・オンライン結合により情報を特定のものに提供することができる場合の類型

諮問された事項については、オンライン結合による提供が必要なものと認められます。

ただし、不正なアクセスによる個人情報の漏洩・改ざんを防止するため、実施機関及びオンラインで結ばれる提供先の双方において、情報通信技術の急速な進展に即応して、担当者の特定やパスワードの管理などにより万全のセキュリティ対策を今後も引き続き実施されるよう要請します。